

# 第96回

# 定時株主総会招集ご通知

## 新型コロナウイルス感染防止への対応について

今年度は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面若しくはインターネットによる議決権行使を強くご推奨申し上げます。  
当社対応の詳細につきましては2ページをご覧ください。

今年は、接触感染のリスク低減のため、ご来場株主様へのお土産配布を中止させていただきます。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## ■ 開催日時

2020年6月23日（火曜日）午前10時  
（受付開始 午前9時）

## ■ 開催場所

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号  
パレスホテル東京4階 「山吹」

## ■ 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役9名選任の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/2109/>



三井製糖株式会社

(証券コード 2109)

## 目次

第96回定時株主総会招集ご通知	1
インターネット等による議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の処分の件	4
第2号議案 取締役9名選任の件	5
(添付書類)	
事業報告	
I 企業集団の現況	12
1. 事業の経過及びその成果	12
2. 設備投資及び資金調達の状況	14
3. 対処すべき課題	15
4. 財産及び損益の状況の推移	17
5. 重要な子会社の状況等	18
6. 主要な事業内容	19
7. 主要な営業所及び工場	19
8. 使用人の状況	20
9. 主要な借入先及び借入額	20
II 会社の現況	21
1. 株式の状況	21
2. 会社役員の状況	22
3. 会計監査人の状況	25
4. 業務の適正を確保するための体制	25
連結貸借対照表	29
連結損益計算書	30
貸借対照表	31
損益計算書	32
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	33
計算書類に係る会計監査人の監査報告	35
監査役会の監査報告	37

「スマート招集」サービスを導入しています。



当社では、株主さまとのコミュニケーションのさらなる進化を図るべく、招集ご通知の主要なコンテンツが、パソコン・スマートフォンでご覧いただける「スマート招集」を導入しています。

右記のURLまたはQRコードよりアクセスいただきご参照ください。



<https://p.sokai.jp/2109/>

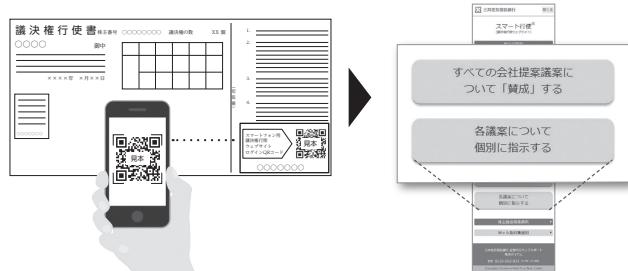
議決権行使書用紙記載の株主固有のQRコード®をスマートフォンで読み取るだけで、議決権行使コード・パスワードに煩わされず議決権の行使が可能になりました。

- ◆ 従来の用紙記入・郵送が不要
- ◆ パソコンの起動・行使サイトへの遷移も不要
- ◆ 面倒な議決権行使コード・パスワードの入力が不要

(注) 利用されているQRコード®読取アプリによっては操作が必要な場合もあります。QRコード®読取によるログインでの議決権行使は1回のみ可能です。

(注) 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

(注) 書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



2020年6月8日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋箱崎町36番2号  
**三井製糖株式会社**  
代表取締役社長 雑賀大介

## 第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2020年6月22日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いします。

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」（3頁）をご高覧のうえ、上記の行使期限までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号  
パレスホテル東京4階「山吹」
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第96期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第96期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

## 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mitsui-sugar.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.mitsui-sugar.co.jp/>) に掲載させていただきます。

### 新型コロナウイルス感染防止への対応について

#### 【当社新型コロナウイルス感染防止対応について】

- ・接触感染のリスクを減らすため、本年はお土産配布を中止いたします。
- ・株主総会当日の議場の模様につきましては、後日（6月30日頃を予定）、当社IRサイトから動画で、ご覧いただけます。（<https://www.mitsui-sugar.co.jp/ir/>）
- ・当社運営スタッフはマスクを着用し対応させていただきますとともに、あらかじめ検温を実施し、体調を十分確認したうえで参加いたします。

#### 【株主の皆さまへのお願い】

- ・今年度は株主総会当日のご来場を見合わせ、本招集ご通知に同封の議決権行使書の郵送、若しくはインターネットによる議決権行使を強くご推奨申し上げます。
- ・当日ご出席される株主の皆さまは、健康状態に十分ご留意いただき、体調などにご不安がある場合は、ご無理をなされないようお願いいたします。
- ・会場では、マスクのご着用やアルコール消毒液の使用、体温確認などにご協力ください。
- ・発熱が確認された場合や体調不良とお見受けする株主様には、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・感染防止のため、株主総会会場の座席間隔を広げております。そのため、座席数が減少しており、ご入場を制限させていただく場合がございます。
- ・ご滞在時間短縮化のため、効率的な議事進行を図ってまいります。

今後、株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.mitsui-sugar.co.jp/>) にてお知らせしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移行出来ます。

- ※1.インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権としてお取扱いします。
- ※2.議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

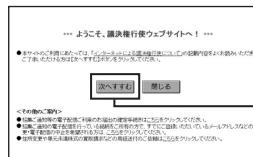
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 午前9時～午後9時）

## 議決権行使コード・パスワード を入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> ウェブ行使

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を基本としております。配当金額につきましては、将来の成長に向けた事業展開と、経営基盤強化のための内部留保の充実にも配慮し、現金配当と機動的な資本政策を組み合わせた総還元性向50%を目途として、都度の経営環境を考慮しつつ株主還元策を決定してまいります。

当期の配当につきましては、上記方針に則り、業績などを踏まえ、株主の皆様への利益還元、財務体質・経営基盤の強化のための内部留保の充実、並びに再生産と成長に必要な投資を総合的に勘案し、普通配当金1株当たり35円にスプーン印60周年の記念配当金15円を加え、1株当たり配当金を年間50円とし、期末配当金は1株当たり25円とさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金25円 総額642,541,325円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月24日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	取締役会への出席状況
1	さいが だいすけ 雑賀 大介 <b>再任</b>	代表取締役社長CEO	13回／13回
2	のむら じゅんいち 野村 淳一 <b>再任</b>	取締役副社長執行役員 砂糖生産本部長	13回／13回
3	みか やま ひでゆき 三箇 山 秀之 <b>再任</b>	取締役専務執行役員CFO	13回／13回
4	はん だ じゅんいち 半田 純一 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	社外取締役	13回／13回
5	かわむら ゆうすけ 川村 雄介 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	社外取締役	13回／13回
6	たま い ゆうこ 玉井 裕子 <b>再任</b> <b>社外</b>	社外取締役	13回／13回
7	もりもと たく 森本 卓 <b>新任</b>	顧問	—
8	つだ たくや 津田 琢哉 <b>新任</b>	常務執行役員砂糖事業本部長	—
9	かくどう たかあき 角道 高明 <b>新任</b> <b>社外</b>	—	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
<p>1</p> <p><b>再任</b></p>	 <p>さいが だいすけ 雑 賀 大 介 (1955年3月16日)</p>	<p>1977年4月 三井物産株式会社入社  2008年4月 同社執行役員人事総務部長  2010年4月 同社常務執行役員チーフコンプライアンスオフィサー (CCO)  2010年6月 同社代表取締役常務執行役員、CCO  2012年4月 同社代表取締役専務執行役員  2014年4月 同社代表取締役副社長執行役員  2016年4月 同社取締役  2016年6月 当社代表取締役社長CEO (現任)  内部監査室、品質保証部担当</p> <p>(選任理由)  商社の経営者としての経験及び実績や、誠実な職務遂行に必要な知見と監督能力を引き続き当社経営に活かすことを期待するものであります。</p>	<p>5,400株</p>
<p>2</p> <p><b>再任</b></p>	 <p>のむら じゅんいち 野 村 淳 一 (1958年10月26日)</p>	<p>1981年4月 当社入社  2008年4月 当社生産本部千葉工場長  2010年4月 当社執行役員生産本部神戸工場長  2013年4月 当社上席執行役員砂糖生産本部神戸工場長  2014年4月 当社常務執行役員砂糖生産本部長  2014年6月 当社取締役常務執行役員砂糖生産本部長  2016年4月 当社取締役専務執行役員砂糖生産本部長  2020年4月 当社取締役副社長執行役員砂糖生産本部長 (現任)</p> <p>(選任理由)  当社生産部門における永年の経験と識見を引き続き当社経営に活かすことを期待するものであります。</p>	<p>2,260株</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
<p>3</p> <p>再任</p>	 <p>みかやま ひでゆき 三箇山 秀之 (1955年8月21日)</p>	<p>1979年4月 三井物産株式会社入社 1999年4月 米国三井物産株式会社財務Dept. General Manager 2007年4月 三井物産株式会社財務統括部長 2009年4月 同社総合資金部長 2011年4月 同社執行役員総合資金部長 2012年4月 同社執行役員中部支社長 2013年4月 同社常務執行役員中部支社長 2014年6月 株式会社りそな銀行社外取締役(現任) 2014年6月 当社取締役常務執行役員CFO、経本部長 2015年4月 当社取締役常務執行役員CFO 2017年4月 当社取締役専務執行役員CFO(現任) コンプライアンス担当、法務・内部統制室、総務人事部、 経理部担当 (重要な兼職の状況) 株式会社りそな銀行社外取締役</p> <p>(選任理由) 商社での財務関連業務を通じた幅広い経験と知識を有しており、引き続き当社経営に活かすことを期待するものであります。</p>	<p>3,300株</p>
<p>4</p> <p>再任</p> <p>社外 独立</p>	 <p>はんだ じゅんいち 半田 純一 (1957年2月13日)</p>	<p>1979年4月 東亜燃料工業株式会社入社 2002年2月 ブーズ・アレン・ハミルトン代表取締役 2005年4月 株式会社マネジメント・ウィズダム・パート ナーズ・ジャパン代表取締役社長 2013年4月 武田薬品工業株式会社人事部長 2013年6月 同社コーポレートオフィサー人事部長 2014年10月 同社グローバルHR 2015年6月 当社社外取締役(現任) 2015年7月 株式会社マネジメント・ウィズダム・パート ナーズ・ジャパン代表取締役社長(現任) 2016年4月 東京大学大学院経済学研究科特任教授 (現任) (重要な兼職の状況) 東京大学大学院経済学研究科特任教授 株式会社マネジメント・ウィズダム・パートナーズ・ ジャパン代表取締役社長</p> <p>(社外取締役候補者とした理由) 経営戦略、特に人材戦略の立案に深い造詣と実績を有しており、客観的見地から社外取締役としての職務の適切な遂行を期待するものであります。</p>	<p>0株</p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
<p>5</p> <p>再任 社外 独立</p>	 <p>かわむら ゆうすけ 川 村 雄 介 (1953年12月5日)</p>	<p>1977年4月 大和証券株式会社入社  1997年1月 同社資本市場本部シンジケート部長  2007年6月 日本証券業協会自主規制会議公益委員  規律委員会委員  2010年4月 財団法人日本証券経済研究所理事  2011年1月 財務省財政制度等審議会委員（現任）  2012年4月 株式会社大和総研副理事長  2013年2月 金融庁企業会計審議会委員（現任）  2013年5月 内閣官房官民ファンドの活用推進に関する  関係閣僚会議幹事会有識者委員（現任）  2013年11月 株式会社海外需要開拓支援機構社外取  締役（現任）  2016年5月 中国南開大学客員教授（現任）  2017年1月 広東省社会科学院客員研究員（現任）  2017年6月 当社社外取締役（現任）  2018年6月 公益財団法人日本証券経済研究所評議  員（現任）  2019年4月 株式会社大和総研特別理事  日本証券業協会特別顧問（現任）  嵯峨美術大学客員教授（現任）  2020年4月 一般社団法人グローバル政策研究所代  表理事（現任）  (重要な兼職の状況)  日本証券業協会特別顧問</p>	<p>0株</p>
<p>(社外取締役候補者とした理由)  出身分野での豊富な経験と高い識見を有しており、客観的見地から社外取締  役としての職務の適切な遂行を期待するものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
<p>6</p> <p>再任 社外</p>	 <p>たまい ゆうこ 玉井 裕子 (1965年11月28日)</p>	<p>1994年 4月 弁護士登録 長島・大野法律事務所入所</p> <p>2000年 9月 Covington &amp; Burling LLP (Washington, D.C.) 勤務</p> <p>2001年 1月 ニューヨーク州弁護士登録</p> <p>2001年 4月 長島・大野・常松法律事務所</p> <p>2003年 1月 長島・大野・常松法律事務所パートナー 弁護士 (現任)</p> <p>2015年 6月 株式会社国際協力銀行社外監査役 (現任)</p> <p>2017年 6月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>2019年 4月 公認会計士・監査審査会委員 (現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士 株式会社国際協力銀行社外監査役</p> <p>(社外取締役候補者とした理由) 弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験を有しており、客観的見地から社外取締役としての職務の適切な遂行を期待するものであります。</p>	<p>0株</p>
<p>7</p> <p>新任</p>	 <p>もりもと たく 森本 卓 (1957年 7月31日)</p>	<p>1981年 4月 三井物産株式会社入社</p> <p>2005年 4月 米国三井物産株式会社米州本部Senior Vice President 合樹・無機化学品 Div.Divisional Operating Officer</p> <p>2008年 4月 三井物産株式会社化学品第二本部工業 材料事業部長</p> <p>2010年 3月 同社機能化学品本部機能化学品業務部長</p> <p>2011年11月 同社機能化学品本部副本部長</p> <p>2013年 4月 同社執行役員化学品業務部長</p> <p>2014年 4月 同社執行役員機能化学品本部長</p> <p>2016年 4月 同社常務執行役員パフォーマンスマテリ アルズ本部長</p> <p>2017年 4月 同社専務執行役員アジア・大洋州本部長 アジア・大洋州三井物産株式会社社長</p> <p>2019年 4月 同社副社長執行役員アジア・大洋州本部長</p> <p>2020年 5月 当社顧問 (現任)</p> <p>(選任理由) 商社の経営者としての経験及び実績や、誠実な職務遂行に必要な知見と監督能力を当社経営に活かすことを期待するものであります。</p>	<p>0株</p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
<p>8</p> <p>新任</p>	 <p>つだ たくや 津田 琢哉 (1965年3月8日)</p>	<p>1987年4月 当社入社  2010年4月 当社業務本部経営企画部長  2013年4月 当社経営企画部長兼シュガービジネス統括本部シュガービジネス推進部長  2013年6月 当社シュガービジネス統括本部シュガービジネス推進部長  2014年4月 当社執行役員シュガービジネス統括本部シュガービジネス推進部長  2015年9月 当社執行役員シュガービジネス統括部長兼シュガービジネス推進部長  2015年12月 北海道糖業株式会社社外監査役(現任)  2017年4月 当社上席執行役員事業創造本部長兼事業開発部長  2018年7月 当社上席執行役員砂糖事業本部長  2020年4月 当社常務執行役員砂糖事業本部長(現任)  (重要な兼職の状況)  北海道糖業株式会社社外監査役</p> <p>(選任理由)  当社砂糖事業における永年の経験と識見を引き続き当社経営に活かすことを期待するものであります。</p>	<p>1,248株</p>
<p>9</p> <p>新任 社外</p>	 <p>かくどう たかあき 角道 高明 (1964年1月11日)</p>	<p>1988年4月 三井物産株式会社入社  2005年5月 同社食料・リテール本部7&amp;i新規事業開発室長  2010年3月 同社食料・リテール本部戦略企画室長  2012年8月 同社食料本部マルチグレイン事業推進部経営企画室長  2014年1月 同社食料本部穀物事業第二部部长補佐  2015年1月 Multigrain Group CEO  2017年7月 Multigrain S.A. CEO  2018年4月 三井物産株式会社経営企画部海外室長  2019年4月 同社経営企画部グローバル業務室長  2020年4月 同社食料本部長補佐(現任)  (重要な兼職の状況)  三井物産株式会社食料本部長補佐</p> <p>(社外取締役候補者とした理由)  出身分野での豊富な経験と高い識見を有しており、客観的見地から社外取締役としての職務の適切な遂行を期待するものであります。</p>	<p>0株</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 半田純一、川村雄介、玉井裕子、角道高明の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、半田純一、川村雄介の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。本総会において各氏の再任が承認された場合、当社は各氏を引続き独立役員とする予定であります。
4. 玉井裕子氏は、東京証券取引所の独立性判断基準に照らして独立性を有しており、独立役員の資格を満たしておりますが、同氏が所属する法律事務所の方針により、当社は同氏を独立役員として指定する予定はありません。
5. 川村雄介、玉井裕子の各氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、候補者選任理由欄に記載のとおり、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 角道高明氏は現在及び過去5年間において当社の特定関係事業者である三井物産株式会社の業務執行者であり、過去2年間においても同社から給与等の支給を受けており、今後も同社から給与等の支給を受ける予定であります。
7. 半田純一氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
8. 川村雄介、玉井裕子の各氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
9. 半田純一、川村雄介、玉井裕子の各氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、本総会において、各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、本総会において、角道高明氏の選任が承認された場合は、当社と同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

以上

## (添付書類)

# 事業報告

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

## I 企業集団の現況

### 1. 事業の経過及びその成果

#### (1) 経営環境

当連結会計年度のわが国経済は、上半期は雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復が続いておりましたが、下半期からは自然災害や消費税増税による個人消費の低下が見られた他、新型コロナウイルス感染拡大による経済への悪影響が特に懸念されております。

このような状況の中、当社グループでは砂糖をはじめとする安全、安心な食品素材を安定してお届けする社会的責任を果たすことを第一としながら既存事業の収益力強化を図り、また、中国において家庭用小袋や各種加工糖の製造販売を目的とする新たな合弁会社「遼寧長和制糖有限公司」を昨年12月に設立するなど、引き続きアジア地域を基点とした海外市場の成長の取り込みを目指し、国内と海外双方で事業基盤の強化に取り組んでまいりました。

なお、2020年3月25日開催の当社取締役会におきまして、国内砂糖事業の一層の基盤強化を目指し、① 2021年4月1日を効力発生予定日とする当社及び大日本明治製糖(株)との経営統合に関する協議、② 当社、大日本明治製糖(株)及び日本甜菜製糖(株)が別途合意する日を効力発生日とする資本業務提携に関する協議の双方を開始することを決議いたしました。詳細は決議同日開示いたしました「三井製糖(株)と大日本明治製糖(株)との経営統合、及び日本甜菜製糖(株)との資本業務提携に向けた協議開始について」をご参照ください。

#### (2) 当社グループの概況

##### (砂糖事業)

砂糖事業の原料価格に影響を及ぼす海外粗糖相場は、期初は1ポンド当たり12セント台でスタートした後、世界的な需給緩和観測の拡大を受け、一時10セント台まで下落しました。その後、翌年度の主要生産国の減産見通しが相次ぐと相場は上昇基調に転じ、12月末には13セント台、2020年2月には15セント後半に到達したものの、新型コロナウイルス感染拡大による世界経済の減速感からマクロ環境が一転し、複合的な要因が砂糖需給環境に間接的に影響したことで粗糖価格が急落、10セント台で期末を迎えました。一方、精製上白糖の国内市中相場につきましては、期を通じて187円～188円で推移しました。

販売面では、梅雨寒や夏場の長雨の影響で飲料ユーザー向けの出荷が振るわなかった他、第4四半期の工場操業遅れの影響もあり、全体の販売量は前連結会計年度を下回りました。消費の傾向として家庭用1kg小袋の販売量が漸減する中、当社では保存に適したチャック付き小容量小袋製品のアイテム数を増やし、首都圏の量販店を中心に定番化を進めてまいりました。

コスト面では、人手不足による物流コストの増加、安定操業のための設備更新による減価償却費等の固定費が増加しましたが、適切な原料糖調達に努めた結果、原料費が改善し、営業利益は前連結会計年度を上回りました。

海外では、中国において合弁会社「遼寧長和制糖有限公司」を設立し、今秋より日本で培ってきた家庭用小袋や各種加工糖を中国市場へ展開するための準備を進めております。

一方、連結子会社につきましては、生和糖業(株)においては天候不順により生産量が減少した他、北海道糖業(株)においては販売単価が低下し、販売量が減少したことにより減益となりましたが、前第3四半期末に連結子会社化したSIS'88 Pte Ltdが期を通じて概ね順調に推移したことで収益に貢献いたしました。

以上の結果、売上高は921億45百万円（前連結会計年度比9.5%増）、営業利益は32億40百万円（同37.9%増）となりました。

#### （期中の砂糖市況）

国内市中相場（日本経済新聞掲載、東京上白大袋1kg当たり）

期を通じて187円～188円で推移

海外粗糖相場（ニューヨーク砂糖当限、1ポンド当たり）

始値	高値	安値	終値
12.53セント	15.90セント	10.42セント	10.42セント

#### （フードサイエンス事業）

フードサイエンス事業につきましては、パラチノース、パラチニットの販売はやや低調な動きとなりましたが、パラチノースの利益率が改善され、営業利益は前連結会計年度を上回りました。また、さとうきび抽出物はサニテーション用途への採用が増えるなど増収増益となりました。なお、7月には、パラチノースを配合したスローカロリーシュガーが食後血糖値の上昇を抑える機能により機能性表示食品として受理されたことから、消費者の機能認知に向けた積極的な広告宣伝を行ってまいりました。

連結子会社につきましては、(株)タイショーテクノスは販売増や新工場の稼働で原価率が改善したことにより、増収増益となりました。ニュートリー(株)は当期に譲り受けた流動食事業の販売増加等により増収増益となりました。

以上の結果、売上高は197億66百万円（前連結会計年度比2.9%増）、営業利益は6億79百万円（同44.3%増）となりました。

#### （不動産事業）

不動産事業につきましては、岡山市で2018年11月に開始した物流倉庫の賃貸が通年で寄与しましたが、売上高・営業利益ともに前連結会計年度並となり、売上高19億42百万円（前連結会計年度比0.7%減）、営業利益9億28百万円（前連結会計年度比0.7%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,138億54百万円（前連結会計年度比8.1%増）、営業利益は48億48百万円（同29.5%増）となりました。

営業外損益におきましては、フィンゴリモド「F T Y 720」の開発権及び販売権の許諾に基づく受取ロイヤリティーを13億40百万円計上いたしました。なお、当社の共同特許権者である田辺三菱製薬㈱とNovartis Pharma AG（以下、「ノバルティス社」）との間で仲裁手続きが進行中であることを受け、ノバルティス社が契約の有効性に関し疑義を提起している部分については、引き続き収益としての認識を行いませんでした。

この他、タイ国関連会社における海外粗糖相場の低迷を受けた販売単価下落や販売量減少を主要因とする持分法投資損失の計上等により、経常利益は49億82百万円（同51.7%減）となり、また、北海道糖業㈱で発生した重油流出事故による環境対策費2億34百万円を特別損失に計上したことも影響し、親会社株主に帰属する当期純利益は24億22百万円（同64.7%減）となりました。

なお、将来の成長に向けて取得してきた事業・資産に伴うのれん等の償却負担が増大している財務上の特徴を踏まえ、当社がキャッシュ創出力の把握のため期間損益と並行的に重視しているEBITDA指標（※1）は111億32百万円となり、当社グループの事業活動における健全性を引き続き維持しております。

※1 連結営業利益に連結減価償却費等を簡便的に加えた計算値を用いております。

#### 事業別売上高

事業区分	売上高	構成比率
砂糖事業	92,145 百万円	80.9 %
フードサイエンス事業	19,766	17.4
不動産事業	1,942	1.7
合計	113,854	100

## 2. 設備投資及び資金調達の状況

### (1) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

### (2) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として115億円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

### 3. 対処すべき課題

#### <当社グループの使命>

サトウキビや甜菜といった自然の恵みを活かし、安全、安心な食品素材を誠実に提供し、食を通じて人々の健康や多様なライフスタイルに貢献いたします。

#### <事業環境認識>

当社グループは砂糖事業が売上高の80%以上を占めており、北海道、鹿児島、沖縄にも国産糖製造会社を有しております。その結果、砂糖事業を取り巻く環境の変化による影響、農業政策や通商政策の影響を受けやすい事業構造にあります。また、国内砂糖需要は、少子高齢化や今後の人口減少、競合品である加糖調製品や異性化糖の影響により漸減が見込まれております。そのため、国内砂糖事業の基盤強化を図ると同時に、フードサイエンス事業や不動産事業、及び海外事業への取り組みを進め、バランスの取れた収益構造を早期に構築する必要があります。

2021年3月期においては、新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、日本のみならず世界経済への悪影響が長期化することが想定され、砂糖をはじめとする食品素材を安定してお届けする社会的責任を果たすことを第一に事業活動を進めてまいります。

なお、過去数年間に亘り、当社業績に大きな貢献をしてきたフィンゴリモド「FTY720」の開発権及び販売権の許諾に基づく受取ロイヤリティーは、当社の共同特許権者である田辺三菱製薬(株)とノバルティス社との間で仲裁手続きが継続しているため、仲裁において疑義が提起されている部分について収益の認識を行わない会計処理を継続いたします。

#### <課題への対処>

このような状況下、グループ各社の連携を推進し、具体的には下記の課題認識と対策をもって、既存事業の基盤強化と成長領域の事業拡大に取り組んでまいります。

国内砂糖事業では、①安定供給のための投資を維持しつつ、人口減少等の社会構造の変化に対応するための自動化や省力化投資、②生産や物流現場における人手不足等のわが国全体に関わる課題を見据えた、生産、販売、物流に至るサプライチェーン全体の最適化の追求、③スーパーブランドを活用した競争力のある商品展開と、マーケットニーズの変化に対応した顧客目線による営業活動を推進してまいります。

海外砂糖事業では、①シンガポールのSIS'88 Pte Ltdの競争力強化、②中国食品事業におけるBtoB、BtoCをカバーする砂糖のサプライチェーンの構築、③タイ国関連会社との連携強化による戦略的な取り組みを推進してまいります。

フードサイエンス事業では、健康寿命の延伸や運動パフォーマンスの向上、健康と美味しさの融合等の領域で、グループ企業との連携強化やM&Aの活用など外部資源も活用し収益力の拡大を図ってまいります。

不動産事業では、引き続き所有不動産の活用による安定的なキャッシュ創出に努めるとともに、岡山市南区及び神戸市長田区に有する不動産の開発を進め、一層の資産の効率化並びに収益力の強化を図ってまいります。

研究開発部門では、バガス（サトウキビの搾汁後に残る固形物）からポリフェノールなどの有価物の製造及び応用利用の開発、サトウキビ農業の安定化・高収益化を目指し、栽培改善技術の開発を進める等、今後も環境に優しい植物であるサトウキビを最大限活用することで新たな事業創造を行ってまいります。

また、2020年3月25日に公表いたしました大日本明治製糖(株)との経営統合及び日本甜菜製糖(株)との資本業務提携に関しましては、厳しさを増す事業環境下において、わが国の精製糖業界に永年携わってきた3社がこれまで培ってきた生産技術、品質やコスト管理手法、物流・原料調達をはじめとする広範な経営ノウハウを結集し、安定的国内供給体制の基盤を一層強固なものにし、国際競争力を強化して企業としての成長を図るものにて、この実現に向け協議を進めてまいります。

株主各位におかれましても、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### 4. 財産及び損益の状況の推移

##### (1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第93期 (2016.4.1~2017.3.31)	第94期 (2017.4.1~2018.3.31)	第95期 (2018.4.1~2019.3.31)	第96期 (当連結会計年度) (2019.4.1~2020.3.31)
売上高(百万円)	103,177	105,291	105,274	113,854
経常利益(百万円)	12,494	13,609	10,314	4,982
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	7,482	8,313	6,862	2,422
1株当たり当期純利益(円)	280.19	311.33	257.00	93.27
総資産(百万円)	121,549	131,852	139,867	141,705
純資産(百万円)	83,682	89,871	95,063	92,395

(注) 1. 2016年10月1日付で、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行いましたので、第93期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を前連結会計年度(第95期)の期首から適用しており、第94期連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

##### (2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第93期 (2016.4.1~2017.3.31)	第94期 (2017.4.1~2018.3.31)	第95期 (2018.4.1~2019.3.31)	第96期(当期) (2019.4.1~2020.3.31)
売上高(百万円)	65,504	63,445	61,168	59,157
経常利益(百万円)	10,842	12,652	10,127	6,038
当期純利益(百万円)	7,569	8,589	7,326	4,455
1株当たり当期純利益(円)	283.44	321.68	274.40	171.53
総資産(百万円)	84,967	93,987	95,561	97,955
純資産(百万円)	63,560	69,043	73,167	72,960
溶糖量(トン)	421,434	406,000	402,224	389,243

(注) 1. 2016年10月1日付で、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行いましたので、第93期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を前事業年度(第95期)の期首から適用しており、第94期事業年度の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

## 5. 重要な子会社の状況等

### (1)重要な子会社の状況

名称	所在地	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権 比率 (%)	関係内容
北海道糖業(株)	東京都 千代田 区	1,600	砂糖事業	57.3	同社が生産した原料糖を商社を通じて仕 入れています。 役員の兼任 ー
スプーンシュガー(株)	神戸市 東灘区	50	砂糖事業	100.0	加工糖の製造、構内荷役業務及び食品素材 製品の加工の委託先であり、包装資材の仕 入先であります。 役員の兼任1名
生和糖業(株)	鹿児島 県 鹿児島 市	187	砂糖事業	65.0	同社が生産した原料糖を商社を通じて仕 入れています。 役員の兼任 ー
(株)平野屋	大阪市 浪速区	30	砂糖事業	53.3	製品の販売先であります。 役員の兼任 ー
SIS'88 Pte Ltd	シンガ ポール	666	砂糖事業	70.0	製品の販売先であります。 役員の兼任 ー
Asian Blending Pte Ltd	シンガ ポール	7	砂糖事業	70.0	役員の兼任 ー
(株)タイショーテクノス	東京都 中央区	97	フードサイ エンス事業	100.0	製品等の販売及び原材料・商品等の仕入先 であります。 役員の兼任 ー
ニュートリー(株)	三重県 四日市 市	215	フードサイ エンス事業	51.0	製品の販売先であります。 役員の兼任1名

(注) Asian Blending Pte Ltdに対する当社の議決権比率は、当社の子会社であるSIS'88 Pte Ltdを通じての間接所有分です。

### (2)その他

2019年12月に中国において営口新北方制糖有限公司との合弁会社である遼寧長和制糖有限公司を設立し35%出資いたしました。

## 6. 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは砂糖、食品素材及び栄養療法食品等の製造、販売と不動産の賃貸等を主な事業としております。事業部門別の主要な製品等は以下の通りであります。

事業内容	主要製品等
砂糖事業	原料糖、精製糖、ビート糖、液糖、加工糖
フードサイエンス事業	機能性甘味料（「パラチノース」、「パラチニット」）、さとうきび抽出物、食品保存料、食品香料、食品用天然色素、寒天、カラギーナン、栄養療法食品、嚥下障害対応食品
不動産事業	土地・店舗・倉庫・オフィス・住宅の賃貸業、太陽光発電による電気の供給・販売業

## 7. 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

### (1) 当社

本社 東京都中央区日本橋箱崎町36番2号

営業所 東部営業部（東京都中央区）、関西営業部（大阪市中央区）、九州営業部（福岡市東区）、フードサイエンス営業部（東京都中央区）

工場 千葉工場（千葉県市原市）、神戸工場（神戸市東灘区）、福岡工場（福岡市東区）

### (2) 子会社

北海道糖業株式会社	本社：東京都千代田区
スプーンシュガー株式会社	本社：神戸市東灘区
生和糖業株式会社	本社：鹿児島県鹿児島市
株式会社平野屋	本社：大阪市浪速区
SIS'88 Pte Ltd	本社：シンガポール
Asian Blending Pte Ltd	本社：シンガポール
株式会社タイショーテクノス	本社：東京都中央区
ニュートリー株式会社	本社：三重県四日市市

## 8. 使用人の状況（2020年3月31日現在）

### (1) 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
砂糖事業	826名(143名)	25名増(5名増)
フードサイエンス事業	304名(－名)	13名増(－名)
不動産事業	2名(－名)	－(－名)
全社(共通)	108名(－名)	1名増(－名)
合計	1,240名(143名)	39名増(5名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり（嘱託社員を除く。）、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属している者であります。

### (2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
351名	4名増	41.58歳	18.53年

(注) 使用人数は就業人員であります。（当社からの出向者30名・嘱託社員29名を除く。）

## 9. 主要な借入先及び借入額（2020年3月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
農林中央金庫	5,153
三井住友信託銀行株式会社	4,234
株式会社三井住友銀行	4,010
株式会社三菱UFJ銀行	1,599

## II 会社の現況

### 1. 株式の状況（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,333,480株（うち自己株式2,631,827株）
- (3) 株主数 25,402名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
三 井 物 産 株 式 会 社	8,609,070	33.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,113,800	4.33
豊 田 通 商 株 式 会 社	1,000,000	3.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	673,200	2.62
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	486,064	1.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	446,800	1.74
双 日 食 料 株 式 会 社	384,000	1.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	356,600	1.39
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	345,200	1.34
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	322,000	1.25

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（2,631,827株）を控除して算出しております。  
 2. 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて、上位となる10名の株主を記載しております。

## 2. 会社役員の状況（2020年3月31日現在）

### (1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	雑 賀 大 介	CEO、内部監査室、品質保証部担当
取 締 役	多 胡 祐 太 郎	専務執行役員、砂糖事業本部、事業創造本部担当
取 締 役	野 村 淳 一	専務執行役員、砂糖生産本部長、研究開発部担当
取 締 役	三箇山 秀 之	専務執行役員、CFO、コンプライアンス担当、 法務・内部統制室、総務人事部、経営企画部、経理部担当
取 締 役	半 田 純 一	株式会社りそな銀行社外取締役 東京大学大学院経済学研究科特任教授 株式会社マネジメント・ウィズダム・パートナーズ・ジャパン代表取締役社長
取 締 役	川 村 雄 介	株式会社大和総研特別理事
取 締 役	玉 井 裕 子	長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士 株式会社国際協力銀行社外監査役
取 締 役	吉 川 美 樹	三井物産株式会社常務執行役員食料本部長
監査役（常勤）	鈴 木 徹	ニュートリー株式会社監査役
監査役（常勤）	金 子 勇 人	スプーンシュガー株式会社監査役
監 査 役	西 山 茂	株式会社ツガミ社外取締役
監 査 役	飯 島 一 郎	

- (注) 1. 取締役 半田純一、川村雄介、玉井裕子、吉川美樹の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 鈴木徹、西山茂、飯島一郎の各氏は、社外監査役であります。
3. 財務及び会計に関する相当程度の知見を有している事実  
・監査役 西山茂氏は、永年にわたり金融機関において業務執行取締役でありました。
4. 当社は、取締役 半田純一、川村雄介、監査役 西山茂、飯島一郎の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
5. 取締役 玉井裕子氏は、東京証券取引所の独立性判断基準に照らして独立性を有しており、独立役員の資格を満たしておりますが、所属する法律事務所の方針により、独立役員として指定しておりません。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

## (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	賞与	
取締役(社外取締役を除く)	130	105	24	4
監査役(社外監査役を除く)	20	20	—	1
社外取締役	25	25	—	3
社外監査役	37	37	—	3

(注) 当事業年度末の取締役は8名(うち社外取締役4名)、監査役は4名(うち社外監査役は3名)であり、そのうち、無報酬の社外取締役が1名在任しております。

## (4) 社外役員に関する事項

## ①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 半田純一氏は、株式会社マネジメント・ウィズダム・パートナーズ・ジャパンの代表取締役社長であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 川村雄介氏は、株式会社大和総研の特別理事であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 玉井裕子氏は、長島・大野・常松法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 吉川美樹氏は、三井物産株式会社の常務執行役員食料本部長であり、当社と同社との間には製品販売等の取引関係、並びに同社が当社の議決権の33.6%を所有する資本関係があります。

- ②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役 半田純一氏は、東京大学大学院経済学研究科の特任教授であります。当社と同大学との間には特別な関係はありません。
  - ・取締役 玉井裕子氏は、株式会社国際協力銀行の社外監査役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。
  - ・監査役 鈴木徹氏は、当社の子会社であるニュートリー株式会社の監査役であり、当社と同社との間には製品販売等の取引関係があります。
  - ・監査役 西山茂氏は、株式会社ツガミの社外取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ③当事業年度における主な活動状況
- ・取締役 半田純一氏は、取締役会13回の全てに出席し、必要に応じて、適宜、発言を行っております。
  - ・取締役 川村雄介氏は、取締役会13回の全てに出席し、必要に応じて、適宜、発言を行っております。
  - ・取締役 玉井裕子氏は、取締役会13回の全てに出席し、必要に応じて、適宜、発言を行っております。
  - ・取締役 吉川美樹氏は、取締役会13回のうち12回に出席し、必要に応じて、適宜、発言を行っております。
  - ・監査役 鈴木徹氏は、取締役会13回及び監査役会14回の全てに出席し、必要に応じて、適宜、発言を行っております。
  - ・監査役 西山茂氏は、取締役会13回のうち12回に、監査役会14回のうち13回にそれぞれに出席し、必要に応じて、適宜、発言を行っております。
  - ・監査役 飯島一郎氏は、取締役会13回及び監査役会14回の全てに出席し、必要に応じて、適宜、発言を行っております。

(5) 報酬等の内容の決定に関する方針

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しましては、2007年6月28日開催の第83回定時株主総会で承認を得た総額の範囲内（取締役については1事業年度当たり2億4,000万円以内、監査役については1事業年度当たり7,200万円以内）であることを遵守し、かつ役員の報酬に関する社内規則を設け、これに基づき算定した報酬等の額を取締役会及び監査役会で承認して決定しております。

### 3. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

- |  |        |
|--|--------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額                 | 86百万円  |
| ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 128百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、投資・会計・税務全般に関して、有限責任監査法人トーマツより助言・指導を受けております。ただし、具体的な会計処理に関する助言は含まれておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### 4. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（内部統制システム）の取締役会決議の内容の概要は、以下の通りであります。

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合する事を確保するための体制

- ① 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすために、取締役は率先垂範し自ら実効ある体制を作ると共に、企業理念、行動基準を定め、全職員に遵守させる。

- ② コンプライアンス担当取締役を置くとともに、内部統制委員会およびコンプライアンス部会を設置し、コンプライアンス体制の推進と充実を図る。
  - ③ コンプライアンスに関する研修や資料の配布などを通じ、使用人のコンプライアンスに対する知識・理解を深め、コンプライアンスを尊重する意識の向上を図る。
  - ④ 三井製糖コーポレート・ガバナンスおよび内部統制原則を定め、コーポレート・ガバナンス機能の一層の充実と内部統制体制の確立を図る。
  - ⑤ 代表取締役直轄の内部監査室は、内部監査規程に基づき業務執行状況の監視、検証および報告を行う。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ① 当社の取締役の職務の執行並びに重要な意思決定に係わる情報については、文書保管保存規程に基づき、保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存管理し、必要に応じて、取締役および監査役が閲覧できる体制を整える。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① リスク管理については、各事業部門において各種規程を整備し日常の業務遂行に関するリスクの管理を行うとともに、リスク管理担当部門がリスク管理規則に従い、評価、管理体制の構築、および指示を行っている。
  - ② 災害、事故、その他重大なリスクに対する緊急対応体制については、該当担当部署が対策マニュアル整備および初期対応を行い、必要に応じて危機管理対策本部を設置し関係部門の統制を図る。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 職務権限・社内意思決定ルールについては、稟議規則他別途定める社内規則に基づき適正かつ効率的に職務が執行される体制を整える。
  - ② 事業本部制並びに執行役員制の採用により、権限と責任を明確化し、意思決定の迅速化を図るとともに職務遂行の効率性と有効性を向上させる。
  - ③ 中期経営計画および単年度事業計画を定め、業績目標を明確化する。
- (5) 当社の子会社の取締役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の報告に関する体制および当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 「子会社管理規程」において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への定期的な報告を義務づける。
  - ② 子会社のリスク管理については、「子会社管理規程」の定めにより主管本部に加え支援部門を置き指示・情報伝達を行うとともにリスクの把握・管理を行う。
- (6) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、三井製糖グループの中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標および予算配分等を定める。
- (7) その他、会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 三井製糖並びにその子会社のコンプライアンス体制の構築を図り、コンプライアンス教育および研修を通じコンプライアンスの意識を強化する。

- ② 三井製糖並びにその子会社の業務遂行に関しては、それぞれにおける社内規定および業務手順書の更新により業務の適正を確保する。
- ③ 内部監査室は、子会社を含めた業務全般に関する監視、検証および提言を行い、業務の妥当性と有効性を確保する。
- ④ 三井製糖グループは財務報告の適正性と信頼性の確保のための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を評価し改善を推進する。
- (8) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ① 監査役から求められた場合には、監査役と協議の上合理的な範囲で監査役の職務を補助する使用人を配置する。
  - ② 当該使用人の任命、評価および異動などにおいて監査役の事前の同意を得る事により、取締役からの独立性を確保する。
  - ③ 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従う。
- (9) 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、およびその他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役会、その他重要な会議において取締役および使用人は随時担当業務の報告を行う。
  - ② 監査役は重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議、執行役員会などの重要な会議に出席することができる。
  - ③ 監査役には稟議書他社内の重要書類が回付される。
  - ④ 監査役は代表取締役との定期的な会合、取締役および執行役員との定期的レビューを実施する他、会計監査人、顧問弁護士、顧問税理士および内部監査室等と連携を図る。
  - ⑤ 役職員は監査役監査基準を理解し、監査役監査の実効性を確保する。
- (10) 当社の子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
  - ① 三井製糖グループの役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
  - ② 三井製糖グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行う。
- (11) 前2項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ① 当社は、当社の監査役へ報告を行った三井製糖グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を三井製糖グループの役職員に周知徹底する。

- (12) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
  - ② 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- (13) 反社会的勢力の排除に向けた体制の整備
- ① 三井製糖グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応することを行動基準に定める。
  - ② 三井製糖グループは反社会的勢力からの不当な要求に対して、担当部署を置き研修活動を行うなど体制の整備に努め、警察などの機関、弁護士と連携し情報の収集、対策を行う。

業務の適正を確保するための体制における運用状況の概要

内部統制システムについての主な運用状況は以下のとおりであります。

#### (1)内部統制システム全般

当社は、法務・内部統制室を事務局とする内部統制委員会を設置し、当社及び子会社の内部統制の整備と運用、並びにその有効性の維持向上を図っております。また、当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況について、当社の内部監査室が評価を行い、必要に応じて見直しをしております。当連結会計年度の運用状況についても、有効であることを確認し、その結果を取締役会に報告しております。

#### (2)コンプライアンス

当社は、内部統制委員会の中にコンプライアンス部会を設置し、各部門長を担当責任者とするコンプライアンス体制を構築しております。当社及び子会社の役職員の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすために、社内研修や資料の配布など各種プログラムを通じたコンプライアンス意識の強化を継続的に実施しております。また、当社は、企業倫理ヘルプライン運用規程により企業コンプライアンスに関する相談通報システムを設け、当社及び子会社の役職員が相談及び通報を行うことができる体制を整備しております。

なお、当社では、労働災害の撲滅を目標に全社的に労働安全衛生の取り組みを強化し、2017年に労働安全衛生マネジメントシステムであるOHSAS18001の認証を取得し、2019年4月には労働安全衛生のISO規格であるISO45001の認証を取得しております。社外労働安全衛生専門家による現場確認・指導などを通じ、三井製糖グループ全体として労働安全衛生対策の拡充・安全文化の醸成を進めております。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	57,156	流動負債	26,510
現金及び預金	15,520	支払手形及び買掛金	8,044
受取手形及び売掛金	9,280	短期借入金	6,103
リース投資資産	352	1年内返済予定の長期借入金	2,120
商品及び製品	22,634	リース債務	99
仕掛品	1,342	未払費用	4,035
原材料及び貯蔵品	4,947	未払法人税等	2,424
その他	3,084	役員賞与引当金	36
貸倒引当金	△5	資産除去債務	28
固定資産	84,548	そのその他	3,618
有形固定資産	53,862	固定負債	22,799
建物及び構築物	15,248	長期借入金	11,330
機械装置及び運搬具	18,827	リース債務	253
工具、器具及び備品	521	繰延税金負債	471
土地	18,148	役員退職慰労引当金	223
リース資産	327	退職給付に係る負債	2,893
建設仮勘定	788	資産除去債務	282
無形固定資産	7,657	そのその他	7,343
のれん	4,639	負債合計	49,309
その他	3,017	(純資産の部)	
投資その他の資産	23,028	株主資本	82,628
投資有価証券	11,413	資本金	7,083
関係会社出資金	2,191	資本剰余金	1,291
長期貸付金	20	利益剰余金	79,469
退職給付に係る資産	210	自己株式	△5,215
繰延税金資産	1,881	その他の包括利益累計額	99
リース投資資産	6,560	その他有価証券評価差額金	483
その他	805	繰延ヘッジ損益	△197
貸倒引当金	△53	為替換算調整勘定	△63
資産合計	141,705	退職給付に係る調整累計額	△123
		非支配株主持分	9,668
		純資産合計	92,395
		負債・純資産合計	141,705

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 連結損益計算書

( 自2019年4月1日 )  
( 至2020年3月31日 )

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	113,854
売上原価	87,842
売上総利益	26,011
販売費及び一般管理費	21,162
営業利益	4,848
営業外収益	1,723
受取利息及び配当金	102
受取ロイヤリティ	1,344
その他	276
営業外費用	1,589
支払利息	86
固定資産除却損失	76
持分法による投資損失	931
設置撤去費	312
その他	181
経常利益	4,982
特別利益	867
固定資産処分益	11
投資有価証券売却益	209
補助金収入	379
受取保険金	266
特別損失	1,171
固定資産除却損失	359
固定資産圧縮損失	328
投資有価証券評価損	249
環境対策費	234
税金等調整前当期純利益	4,678
法人税、住民税及び事業税	3,849
法人税等調整額	△1,771
当期純利益	2,600
非支配株主に帰属する当期純利益	177
親会社株主に帰属する当期純利益	2,422

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	26,076	流動負債	8,155
現金及び預金	10,669	買掛金	1,756
売掛金	2,353	1年内返済予定の長期借入金	950
リース投資資産	352	リース債務	82
商品及び製品	3,459	未払費用	651
未着商品	95	未払法人税等	2,065
仕掛品	1,125	前払受金	72
原材料及び貯蔵品	2,966	預り金	168
前払費用	52	役員賞与引当金	24
関係会社短期貸付金	4,400	資産除去債務	27
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	200	その他	342
その他	402	固定負債	16,839
固定資産	71,879	長期借入金	8,600
有形固定資産	38,038	リース債務	235
建物	7,781	退職給付引当金	736
構築物	899	資産除去債務	105
機械及び装置	11,429	長期仮受金	5,931
車両及び運搬具	5	その他	1,230
工具、器具及び備品	324	負債合計	24,995
土地	16,893	(純資産の部)	
リース資産	291	株主資本	72,525
建設仮勘定	412	資本金	7,083
無形固定資産	262	資本剰余金	1,178
投資その他の資産	33,578	資本準備金	1,177
投資有価証券	1,892	その他資本剰余金	0
関係会社株式	20,289	利益剰余金	69,479
出資	15	利益準備金	1,033
関係会社出資金	2,741	その他利益剰余金	68,446
関係会社長期貸付金	600	価格変動準備金	200
長期前払費用	0	固定資産圧縮積立金	3,320
前払年金費用	338	別途積立金	22,680
繰延税金資産	861	繰越利益剰余金	42,245
リース投資資産	6,560	自己株式	△5,215
その他	296	評価・換算差額等	435
貸倒引当金	△17	その他有価証券評価差額金	429
資産合計	97,955	繰延ヘッジ損益	5
		純資産合計	72,960
		負債・純資産合計	97,955

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 損 益 計 算 書

( 自2019年 4月 1日 )  
( 至2020年 3月 31日 )

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	59,157
売 上 原 価	44,516
売 上 総 利 益	14,641
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	10,585
営 業 利 益	4,055
営 業 外 収 益	2,359
受 取 利 息 及 び 配 当 金	821
受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	1,341
そ の 他	196
営 業 外 費 用	376
支 払 利 息	18
社 債 利 息	18
固 定 資 産 除 却 損	49
設 備 撤 去 費	142
そ の 他	146
経 常 利 益	6,038
特 別 利 益	902
固 定 資 産 処 分 益	11
投 資 有 価 証 券 売 却 益	209
関 係 会 社 株 式 売 却 益	426
受 取 保 険 金	255
特 別 損 失	596
固 定 資 産 除 却 損	359
投 資 有 価 証 券 評 価 損	236
税 引 前 当 期 純 利 益	6,345
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,427
法 人 税 等 調 整 額	△1,537
当 期 純 利 益	4,455

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

三井製糖株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 北村 崇 ⑧

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井製糖株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井製糖株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適正な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

三井製糖株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北村 崇 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井製糖株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかどうかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

三井製糖株式会社 監査役会

監査役(常勤) 鈴木 徹 ㊟

監査役(常勤) 金子 勇 人 ㊟

監 査 役 西山 茂 ㊟

監 査 役 飯 島 一 郎 ㊟

(注) 監査役(常勤)鈴木徹、監査役 西山茂及び監査役 飯島一郎の各氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

**場所** 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号  
パレスホテル東京4階 「山吹」

電話 (03) 3211-5211



## 交通

「大手町」駅（三田線、千代田線、半蔵門線、丸ノ内線、東西線）  
「C13b出口」より地下通路でホテル地下1階に直結しております。  
「東京」駅（JR）「丸の内北口」 徒歩約8分

## お願い

会場には、本総会のための駐車場の用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンでご案内します。右図を読み取りください。



 **三井製糖株式会社**  
<https://www.mitsui-sugar.co.jp/>



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。